

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第90号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年5月21日 07時16分ごろ	
発生場所	明石海峡航路東方沖 兵庫県神戸市垂水区平磯灯標から真方位188° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34°35.4′ 東経135°03.6′）	
事故等調査の経過	平成22年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A コンテナ船 つるかぶと、749トン 136166、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び森海運有限会社</p> <p>B 漁船 <sup>あかし</sup>明石丸、4.96トン HG3-25351（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、四級海技士（航海）</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A 右舷船首部外板に長さ約1m幅約2～3cmの擦過傷</p> <p>B 船尾部構造物（やぐら）が曲損、操舵室上部左舷灯損壊</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、明石海峡航路東方沖を北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、底びき網をえい網しながら北西進中、平成22年5月21日07時16分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風 なし、視程 約100m</p> <p>海象：海上平穏、潮流 東南東流 約2ノット（kn）</p>	
その他の事項	<p>A船は、約12.0kn、B船は、約0.5～0.6knの対地速力で航行していた。</p> <p>A船は、前方0.7M付近の漁船群を左転して通過したのち、右舷前方に接近するB船をレーダーで探知して右舵をとった。</p> <p>B船は、A船の汽笛及びエンジン音を聞き、左舷前方至近のA船を視認して右舵をとった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は北東進中、B船は北西進中、視程が約100mである視界制限状態の明石海峡航路東方沖において、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方近距离の漁船群を通過することに注意が向き、B船と著しく接近することとなったこ</p>

		<p>とに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本船が低速力で底びき網をえい網しているので、航行中の他船が操業中の本船に気付いて避けてくれるものと思っていたことから、A船と著しく接近することとなったことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、霧のため視界制限状態となった明石海峡航路東方沖において、A船が北東進中、B船がえい網しながら北西進中、両船が互いに著しく接近することとなったことに気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	